

令和5年度第2回習志野市災害医療対策会議 会議録

1 開催日時 令和6年1月26日（金）午後7時30分～午後8時30分

2 開催場所 保健会館1階検診室

3 出席者

(1) 出席委員

【会長】 習志野市医師会 代表理事 三束 武司
【副会長】 習志野市歯科医師会 会長 齋藤 守
【委員】 習志野市歯科医師会 監事 板谷 賢二
習志野市薬剤師会 副会長 宇野 弘展
習志野市薬剤師会 副会長 青木 伸江
千葉県済生会習志野病院 白石 博一（災害医療コーディネーター）
習志野第一病院 鎌田 尊人（災害医療コーディネーター）
津田沼中央総合病院 新井 通浩
谷津保健病院 須藤 真児
習志野健康福祉センター（代理）田中 由佳
習志野警察署（代理）谷川 貞通
習志野市アマチュア無線非常通信連絡会 嶋野 忠雄
習志野市危機管理監 亀崎 智裕
習志野市消防長 廣瀬 義嗣
習志野市健康福祉部長 小平 修

(2) 委員随行者 6名

(3) 事務局 健康福祉部 次長 海老原 智実
健康福祉部 副参事 健康支援課長 事務取扱 吉岡 治
健康福祉部 主幹 健康支援課 篠塚 美由紀
健康支援課 救急医療・予防接種係 係長 橋本 法子
主査 高橋 美紀

(4) 傍聴人 2名

4 議題

- (1) 会議の公開
- (2) 会議録の作成
- (3) 会議録署名委員の指名
- (4) 報告
 - ①令和5年度習志野市総合防災訓練実施報告
 - ②令和5年度医療本部及び応急救護所訓練報告
- (5) 審議
 - ①習志野市災害時医療救護活動マニュアル改訂案について
 - ②習志野市災害医療対策会議設置要綱改正案について
- (6) その他（事務連絡等）

5 会議資料 令和5年度第2回習志野市災害医療対策会議に関する資料

- (1) 次第
- (2) 名簿
- (3) 席次表
- (4) 資料 1-1 令和5年度習志野市災害医療本部及び応急救護所訓練 実施報告
- (5) 資料 1-2 令和5年度習志野市災害医療本部及び応急救護所訓練報告
- (6) 資料 1-3 令和5年度習志野市災害医療本部及び応急救護所訓練 反省結果
①災害医療本部 ②災害拠点病院・救急告示病院 ③応急救護所
- (7) 資料 2-1 習志野市災害時医療救護活動マニュアル改訂案に対する意見、追加変更点
- (8) 資料 2-2 習志野市災害時医療救護活動マニュアル改訂案
- (9) 資料 3-1 習志野市災害医療対策会議設置要綱 新旧対照表
- (10) 資料 3-2 習志野市災害医療対策会議設置要綱案

6 議事内容

(1) 会議の公開

(2) 会議録の作成

(3) 会議録署名委員の指名

三東会長より、会議録署名委員として青木伸江委員を指名。

(4) 報告

①令和5年度習志野市総合防災訓練実施報告について 【亀崎委員】

今年度の訓練は、地域住民間の顔見知り以上の関係の構築を軸に実施。市内 24 会場で実施し、2,470 名の市民参加があった。

障がいをもつ車いす使用者が大久保東小学校へ来場、また酸素吸入器等医療機器の携行者が第二中学校へ来場し、資器材等や体制を確認する目的で訓練へ参加された。その中で車いす使用者は「会場に来るのは大変だが、避難所利用者の一人として自分のことを知ってもらうために参加した」と意見をいただいた。

また、能登半島地震では長期化し感染症について課題となっているが、今年度の訓練で感染症予防について考慮しながら実施した。

市民アンケートによる意見として、「訓練は常に継続してほしい」という意見が多数きかれ、その他「訓練に参加しないと覚えていられない」「何かあった際にどうするべきかを整理するために良い機会」との様々な意見が聞かれた。次年度も継続して訓練を実施していきたい。

今回の訓練の成果については、市ホームページへ区分ごとに詳細に提示しているため、ご一読していただきたい。

【三東会長】が質疑なしと認め、終了した。

②令和5年度医療本部及び応急救護所訓練報告について 【事務局 高橋】

(参照 資料 1-1、1-2、1-3①・②・③)

令和5年度医療本部及び応急救護所訓練は、各会場・各自の役割や課題の共有を図ることを目的とし、令和5年11月5日(日)に、各応急救護所における設置・運営訓練および災害医療本部、災害拠点病院と3か所の救急告示病院、3か所の各応急救護所間の情報伝達訓練、主に無線による画像伝送訓練を実施し、90名参加があった。

今年度は、救急告示病院である習志野第一病院、津田沼中央総合病院、谷津保健病院と災害拠点病院である済生会習志野病院と医療本部、保健会館を除く3会場の応急救護所による計8会場にて、無線による音声と画像伝送を用いて情報伝達訓練を実施した。

今回、訓練内容に画像伝送が加わり、視覚的に情報を捉えられ誰もが内容を確認出来ることとなった一方で、画像伝送に時間を要し各会場で報告待ちとなる場面が多々生じた。

今後について、効果的な情報伝達を行うために、各会場での設置状況や被災情報の報告内容についてフォーマットを作成し、報告する者も受ける者も共通理解を図り、簡潔に確認できる体制を整えていく必要がある。

また、効果的な報告方法や情報伝達内容等の優先順位等を、各会場で共通理解することで、限られた情報ルートを有効に利用できるよう整理する必要がある。

これらを踏まえ、次年度の訓練や有事に備え準備していく。

また、今後の訓練内容について、EMIS入力訓練や、電波が通じる状況下での連絡方法等訓練が提示され、より実際に反映できる訓練内容を次年度にむけて検討していく。

【三束会長】今の内容に質問、意見はあるか。

【白石委員】

全国的にEMISを標準としているので、EMISの項目に沿って情報をいれていく必要がある。EMIS入力訓練については、災害拠点病院である済生会習志野病院も協力できる。

【新井委員】

画像伝送訓練は3年ぶりで、画像伝送には3分ほど時間を要した。また今回参集連絡で用いた緊急情報サービスならしは参集メールのみだけで寂しかったので、その他に活用できるといい。

先程の総合防災訓練実施報告についてだが、このような内容は広報習志野に掲載しないのか。

【亀崎委員】

広報習志野はスペース・文字数等限られているため、実施報告は掲載していない。ホームページに掲載している。

【新井委員】広く周知するのであれば、広報習志野に少しでも掲載したほうがよいのではないか。

【亀崎委員】

広報習志野へホームページの掲載ページ等案内であれば可能であるため検討したい。

【三束会長】その他質疑なしと認める。

(5) 審議

①習志野市災害時医療救護活動マニュアル改訂案について

【事務局 高橋】

(参照 資料 2-1、2-2)

習志野市災害時医療救護活動マニュアルは、令和4年度より、部会メンバーより意見をいただき、本会議内で審議をいただくことで、改訂作業を行った。

今回の主なマニュアルの改訂点としては3点となる。1点目は市医療本部要員の参集基準と応急救護所設置基準の見直し、2点目は風水害時に求められる医療本部の活動内容の追加、3点目は新型インフルエンザ等の感染症を考慮した予防策の追加としている。

その他、千葉県 医薬品等の確保と供給に関するマニュアルや日本 DMAT 活動要領、災害診療記録の改正に伴い、マニュアルについても修正を行い、文言等の整理を行った。詳細については資料 2-1 のとおりとなっている。

また、本マニュアル内に掲載している、習志野市医師会・習志野市歯科医師会・習志野市薬剤師会との「災害時の医療救護活動に関する協定書」・「覚書」の見直しについては、これから各会と調整を行っていく予定。また、「習志野市災害医療対策会議設置要綱」の見直しについては、次の審議で諮る。

今回の会議で、改訂案が承認されたら、令和 6 年 3 月末を目標に改訂となるよう作業を進め、各委員、関係団体へマニュアルを送付する予定。そのため、今回変更となる自動参集基準である習志野市で震度 6 弱以上を観測した場合の市医療本部要員・応急救護所要員は自動参集の適用は令和 6 年 4 月 1 日からとする。

【三東会長】

今年の 3 月末を改訂として、これから 2 か月の間で事務手続きを進めていくということか。

【事務局 高橋】 そのとおり。

【三東会長】 その他質疑なしと認め、習志野市災害時医療救護活動マニュアル改訂については、本日提出された案へ改訂することへと決定する。

②習志野市災害医療対策会議設置要綱改正案について

【事務局 高橋】

(参照 資料 3-1、3-2)

習志野市災害医療対策会議設置要綱改正は、令和 4 年度第 2 回本会議において、委員より災害医療コーディネーターの増員についても意見をいただいた。

それらを含め要綱改正案を作成した。今回の主な改正内容は 4 点となる。1 点目は、委員となる市職員の内容を別表に定めた、2 点目は、災害時の長期化を見越し災害医療コーディネーター交代要員の確保のため、2 名から 4 名内へと増員。増員の 2 名については、今後資格の取得も必要となるため、次回令和 7 年 2 月の委嘱替えより適応と考えている。3 点目は要綱第 6 条会議について、会議開催基準の詳細を追加した。4 点目は今後病院前救護所についての詳細を検討していく必要があるため、部会設置を会議設置要綱内に追加した。

部会については、令和 6 年度第 1 回習志野市災害医療対策会議にて正式に部会メンバーを定め、会議とは別に年 2 回部会を開催と考えている。また、令和 6 年度は、病院前救護所体制や医療本部の役割の整理等今後の体制の骨子となる部分を部会で検討し、会議で審議を諮っていく。

【三東会長】 災害医療コーディネーターの資格について伺いたい。

【鎌田委員】

明確な規定はない。習志野市において認定されるものではない。県が主催する災害医療コーディネーター研修に参加した者が望ましい。その研修は年 1 回開催され、今年度は 1 月に開催されたが研修参加は見送った。今後として、医師会の中で災害医療コーディネーター候補者を決定し、研修参加へと進めていきたい。

【三東会長】 歯科医師会は、質疑はいかがか。

【齋藤副会長】 特に意見はない。

【三東会長】 薬剤師会は、質疑はいかがか。

【青木伸江委員】特に意見はない。

【三束会長】その他質疑なしと認め、習志野市災害医療対策会議設置要綱改訂案については、本日提出された案へ改正することへと決定する。

以上で本日の審議を終了とする。

(6) その他（事務連絡等）

【亀崎委員】

令和5年9月11日締結した「災害情報放送に関する協定」について情報提供。

災害時の情報発信体制の強化を図るため、株式会社ベイエフエムと「災害情報の放送に関する協定」を締結した。災害時において、本市の要請に基づき、ベイエフエムがFMラジオ局にて災害情報を放送する。具体的な内容として、どこで災害が起きているか、避難所・応急救護所の開設状況等情報をベイエフエムに依頼しFMラジオで流す。

【事務局 高橋】

- ・1点目は、次年度の会議日程は、4月以降改めてご連絡する予定であるが、令和6年度は部開催を検討しているため、第1回会議は6月～7月開催を検討している。
- ・2点目は改訂されたマニュアルは4月以降各委員へ郵送する予定。別途、各団体ごとの必要部数については事務局等へ確認後送付する予定。また、現在同様、改訂したマニュアルにつきましても、市ホームページに掲載するため、誰でも確認できる。

【三束会長】本日の日程については以上となる。その他情報提供等があるか。

【鎌田委員】

ベイエフエムは本市以外に協定を結んでいるところはどこか。この放送に予算はかかるものか。

【亀崎委員】

ベイエフエムは、千葉市、船橋市、千葉県と協定を結んでいる。予算はかからない。

【鎌田委員】病院前救護所に向けての部会の進捗状況について確認したい。

【事務局 高橋】

可能な限り早急に体制を整えていく必要があるが、病院前救護所については検討していかなければならない事項が多数あるため、どのようなスケジュールで進めていくべきかを現在課内で検討している。今年度内で、経年的なスケジュールを整理し、他市の情報を収集していく。

【鎌田委員】具体的にどのくらいの時間を要するか。

【事務局 高橋】

来年度1年間で、どのような場所に救護所をつくるか等体制の骨格となる部分を整理する。その後、各病院の環境・体制は異なるため、病院ごとにデモ・訓練を行うことが必要だと考えたとある程度の時間が必要となる。

【嶋野委員】

能登半島地震の被災地へ市役所は支援に行っているのか。また入っている情報の中で、アマチュア無線の活用等情報があったら教えてほしい。

【亀崎委員】

現在本市職員は職員派遣で被災地へ行っている。千葉県の対象支援自治体は石川県珠洲市となっている。千葉県より職員派遣の要請を受け、1月12日より6日間住家被害認定調査で2名、1月22日より避難所運営支援で2名を派遣した。

珠洲市の特性として、古い建物が多く、建物は全壊状態であった。今回の能登半島地震の経験を受け、市として古い戸建てはどこにあるか分析し、それは倒壊する可能性があるのか、被害を受ける者はどの程度いるのか、そこから救助した者をどのように運ぶか、再整理する必要がある。

避難所運営においては、運営側のマンパワーの不足、当初計画されている避難所ではなく集会場等での設置、感染症の課題等が生じており、改めて本市の避難所の運営や健康管理など整理・検討する必要がある。

情報伝達においては、珠洲市も震災当初は通電が全くされていない状況であったが、3週間すると電力は復旧。ライフラインの中で電波の復旧は早いですが、通信する上でどのような形で実施していくべきか考えておく必要がある。

能登半島地震を踏まえ、どのような地震だとどのような点が困るのか、行政として何をすべきか、どこと連携すべきか等整理し本市の災害時に備えていきたい。

【三束会長】 これをもって令和5年度第2回習志野市災害医療対策会議を閉会する。